様式第三十七（第三十条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第二面）

１．建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

［建築物に関する事項］

【１．地名地番】～【12．住宅部分の床面積】　（略）

【13．建築物全体のエネルギー消費性能】

【イ．非住宅建築物】

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第１条第１項第１号イの基準

基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

ＢＥＩ（　　）

（ＢＥＩの基準値　　）

□基準省令第１条第１項第１号ロの基準

ＢＥＩ（　　）

（ＢＥＩの基準値　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

【ロ．一戸建ての住宅】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率　　Ｗ／（㎡・Ｋ）（基準値　　Ｗ／（㎡・Ｋ））

冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）

□基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準

外皮平均熱貫流率　　Ｗ／（㎡・Ｋ）（基準値　　Ｗ／（㎡・Ｋ））

冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）

□基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

ＢＥＩ（　　）

□基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準

ＢＥＩ（　　）

□基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

様式第三十七（第三十条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第二面）

１．建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

［建築物に関する事項］

【１．地名地番】～【12．住宅部分の床面積】　（略）

【13．建築物全体のエネルギー消費性能】

【イ．非住宅建築物】

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第１条第１項第１号イの基準

基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

ＢＥＩ（　　）

□基準省令第１条第１項第１号ロの基準

ＢＥＩ（　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

【ロ．一戸建ての住宅】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率　　Ｗ／（㎡・Ｋ）（基準値　　Ｗ／（㎡・Ｋ））

冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）

□基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準

外皮平均熱貫流率　　Ｗ／（㎡・Ｋ）（基準値　　Ｗ／（㎡・Ｋ））

冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）

□基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

ＢＥＩ（　　）

□基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準

ＢＥＩ（　　）

□基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）